

令和6年3月11日 立川市広報課

送付：1枚

報道機関 各位

市職員の懲戒処分について

市では、3月8日付けで市職員に対する懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表いたします。

記

- 被処分者 福祉保健部 会計年度任用職員 63歳 女性
- 事件概要 被処分者は、市に提出している通勤届（公共交通機関の利用で記載）の内容とは異なる経路及び手段であることを認識しつつ、家族の通勤手段である自家用車に同乗して通勤していた。このことにより、通勤手当284,949円（令和3年4月から令和6年1月までの分）を不適正に受給した。
市は、令和6年1月末に他職員からの情報提供により本事案を覚知し、その後の被処分者への事情聴取等を経て返還金額を確定させて納付請求を行っており、全額が返金済となっている。
- 処分内容 懲戒減給（10分の1）1月（地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号適用）
- 処分発令日 令和6年3月8日（発令時間が夕刻でしたので、本日のお知らせになっています。）

《市長コメント》

このような不祥事が起こってしまったことは誠に遺憾であり、市民のみなさまの市政に対する信頼を損なうものとして重く受け止めています。

対象職員の懲戒処分を行ったところですが、庁内職員には法令遵守などの公務員としての基本原則を改めて自覚するように通知するとともに、再発の防止に取り組んでまいります。

誠に申し訳ございませんでした。

【問い合わせ】

立川市行政管理部人事課長 徳丸 祐豪

TEL 042-523-2111（内線）2144

※ 議会開催中につき、本日、人事課長は予算特別委員会（原則10時から17時）に出席しております。休憩中（主には12時～13時）又は終了後（原則17時以降）以外のお問い合わせについては、人事係長の対応になりますのでご容赦ください。